

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

商号 株式会社ウィナーズ・サポート
住所 〒160-0022
東京都新宿区新宿一丁目9番2号
TEL. 03-5368-3313 FAX. 03-5368-3312

金融商品取引業者 当社は、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第2229号

○投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

○報酬等について

投資顧問契約による報酬等

投資顧問契約により、国内外の有価証券（上場株式・債券・投資信託）及びデリバティブ取引の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し助言を行い、お客様から助言報酬をいただきます。

(1) 助言の内容および方法

お客様は次の助言サービスの提供を受けることができます。

- ①資産運用や金融商品全般に関し、メール又は電話で相談すること（電話の場合は月5回まで、6回目以降は有料）
- ②月1回以上、マクロ経済やマーケット分析等をまとめたレポートを受け取る、又は会員専用ログイン画面から閲覧できること
- ③当社が主催するセミナー・勉強会等に無料で参加できること（一部、有料の場合もあり）
- ④個別相談を受けること（有料）
- ⑤ウェブ会員は、上記①～④に加え、ウェブ上からオンデマンド等で、経済、マーケットの見方、考え方のレクチャー動画及び不定期の投資ライブ放送を閲覧できること

(2) 会員と入会金

①会員

会員は本会員、家族会員及びウェブ年会員、ウェブ月会員とします。家族会員

の要件は、本会員と生計を同一にする配偶者、ご両親、お子様（高校生を除く18歳以上）とします。家族会員も個別に「契約締結前の書面」による事前説明を受け「投資顧問契約」を締結します。家族会員の契約は、当該本会員契約期間中であれば契約が可能。当該本会員の契約が終了した場合、その時点で家族会員の契約も終了します。家族会員が単独で会員継続を希望する場合、入会金の差額 5,250 円（税込）を支払い、本会員となることが出来ますが、契約期間は当初の家族会員契約になります。

②入会金と支払い方法

入会金は本会員 10,500 円（税込）、家族会員 5,250 円（税込）とし、ウェブ会員は免除します。年会費と同時に投資顧問契約の締結日から10日以内に、次のいずれかの支払方法で決済するものとします。家族会員が、本会員の終了後も単独で本会員になる場合、差額入会金は 5,250 円（税込）です。

- ・当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・ペイパルを介した、クレジットカードによる支払い
- ・現金による支払い

(3) 報酬体系及び報酬の支払い時期

投資顧問契約により、当社が投資判断の助言を行う対価として、お客様から次の報酬等（年会費、個別相談料等）をいただきます。

①会費及び支払い方法

会費は本会員年 21,000 円（税込）、家族会員年 10,500 円（税込）とし、投資顧問契約の締結日から10日以内に、次のいずれかの支払方法で決済するものとします。2年目以降については、契約終了日の15営業日以内に、同様の方法で決済するものとします。家族会員の契約更新は、原則当該本会員の契約更新を条件に認められます。但し、家族会員が単独で本会員への移管を希望する場合、入会金差額 5,250 円（税込）の支払いと新年度分の本会員年会費 21,000 円（税込）の支払いを行い、本会員として契約をすることが出来ます。

- ・当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・ペイパルを介した、クレジットカードによる支払い
- ・現金による支払い

ウェブ年会員の会費は、一括払い 98,000 円（税込）、3回払い 98,100 円（32,700 円×3、税込）、6回払い 98,400 円（16,400 円×6、税込）、12回払い 98,400 円（8,200 円×12、税込）とし、投資顧問契約の締結日から10日以内に、次のいずれかの支払方法で決済するものとします。2年目以降については、契約終了日の15営業日以内に同様の方法で決済するものとします。

- ・一括払い …………… 当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・一括又は分割払い … 当社指定クレジットカードによる支払い

ウェブ月会員の会費は9,800円とし、投資顧問契約の締結日から3日以内に、当社指定クレジットカードにて決済するものとします。2ヵ月目以降については、契約終了日の3営業日以内に同様の方法で決済するものとします。

②個別相談料及び支払い方法

個別相談は1時間あたり5,250円(税込)とし、訪問面談の場合、別途交通費の実費をいただくことがあります。また、月6回目以降の電話相談についても、1回につき、5,250円(税込)をいただきます。

③その他の費用

報酬等の振込み手数料については、お客様のご負担でお願いします。また、お客様の意思による投資顧問契約の解除があった場合、当社からの返金に伴う振込み手数料も、クーリング・オフ期間内を除き、お客様にてご負担いただきます。

(4) 契約期間

- ・本会員及び家族会員は、投資顧問契約成立後、入会金、年会費の入金確認日の翌月初日から1年間とします。ウェブ年会員は、投資顧問契約成立後、入金確認日の翌営業日から1年間となります。ウェブ月会員は、投資顧問契約成立後、入金確認日の翌営業日から1ヵ月間となります。

契約満了日の1ヵ月前(ウェブ月会員は3営業日前)までに、お客様から書面による解約の申出がない場合契約は自動的に同一期間延長され、以後も同様となります。

又、本会員が解約する場合、当該本会員に付属する家族会員の契約も同時に終了します。家族会員が単独で会員継続を望む場合、入会金の差額を支払い、本会員となることが出来ます。その場合、契約期間は家族会員契約の期間が充当されます。

- ・ウェブ年会員の分割による会費が、決済されない場合は、未決済が確認された時点で、投資助言のサービスを停止します。当該支払日を10営業日過ぎてもなお決済されない場合は投資顧問契約を解除し、会員資格は消滅します。該当する10営業日間に入金された場合は、入金確認日の翌営業日から当該サービスの停止を解除します。ただし、期間の延長はされません。

ウェブ月会員の会費が、当該支払日までに決済されない場合は、未決済が確認された時点で、投資顧問契約を解除し、会員資格は消滅します。

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

①株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込む

ことがあります。

②債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

③投資信託および外国投資信託

投資信託および外国投資信託においては、値動きのある有価証券等を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④信用取引等

信用取引やデリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

⑤為替リスク

外貨建資産においては、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高になれば、外貨建資産の下落要因になり、円安になれば上昇要因になります。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③入会金の払込みがあった場合、全額をお返します。
- ④契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。いずれの場合も、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

- ・投資顧問契約に基づく助言業務を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（電話代、封筒代等）相当額をいただくことがあります。報酬の前払いがあるときは、通常要する費用を差し引いた残額をお返します。
- ・投資顧問契約に基づく助言業務を行っている場合：日割り計算した会費（契約期間に対応する会費÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する会費を契約期間の総日数で除した

金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

うことができます。当該契約の終期は、本会員、家族会員及びウェブ年会員が、当社が書面を受領した日の属する月末、ウェブ月会員は、当社が書面を受領した日の属する週の最終営業日とし、契約解除までの期間に相当する会費を日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。但し、入会金及び既に受領した個別相談料の返還はいたしません。

- ・ウェブ年会員とウェブ月会員が、同じ契約日数にて契約を解除した場合、解約返還金額が異なります。(例えば、ウェブ年会員の返還金がウェブ月会員の返還金を下回ります。)これは、契約期間又は支払回数により会費が異なることに起因し、均等なサービスの提供の考えから逸脱したものではありません。
- ・契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用されます。たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
当社が、投資助言・代理業を廃業したとき

○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- ①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- ④店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

(2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

(3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会 社 の 概 要

1. 商 号 株式会社 ウィナーズ・サポート
(英文名： Winners Support Co.,Ltd.)
2. 資 本 金 1,000 万円
3. 役員の名 代表取締役 武田 勉
4. 主要株主 武田 勉
5. 分析者・投資判断者 武田 勉、五味 憲仁、持田有紀子
6. 助 言 者 武田 勉、五味 憲仁、持田有紀子
7. 当社への連絡方法 電話番号 03-5368-3313
e-mail info@winners-support.co.jp

8. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、「一般社団法人日本投資顧問業協会」の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、認定投資者保護団体となる「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」にも利用登録しております。

なお、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

9. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記7のとおりです。苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13
電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
(月～金 / 9:00 ~17:00 祝日等を除く)

U R L <http://www.finmac.or.jp/>

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

10. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

以 上